

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業  
実施方針  
【変更版】

平成21年10月

佐 世 保 市

## 目 次

はじめに	1
1 本事業の概要	2
1.1 事業の目的	2
1.2 事業内容に関する事項	2
1.2.1 事業名称	2
1.2.2 公共施設等の管理者の名称	2
1.2.3 事業場所	2
1.2.4 対象施設	2
1.2.5 対象業務範囲	4
1.2.6 本市が行う業務範囲	5
1.2.7 事業方式	5
1.2.8 事業期間	6
1.2.9 事業スケジュール	6
1.2.10 遵守すべき関係法令等	6
2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1 事業者の募集及び選定方法	7
2.1.1 事業者の募集及び選定	7
2.1.2 委員会の設置	7
2.2 事業者参加資格に関する事項	7
2.2.1 入札参加者の構成等	7
2.2.2 入札参加資格要件	8
2.2.3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い	9
2.2.4 入札保証金	10
2.3 事業者選定の日程等	10
2.3.1 募集及び選定の日程	10
2.3.2 説明会及び現地見学会	11
2.3.3 施設見学・調査及び資料の閲覧	11
2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表	12
2.3.5 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付並びに回答公表	13
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	13
3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	13
3.3 対象業務における要求水準	13
3.4 事業者の収入	14
4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14

4.1 対象施設の立地条件	14
4.2 新設対象施設の規模及び配置	14
4.3 既存設備等の使用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15
5.1 本事業に係る情報の提供方法	15
5.2 募集の中止等	15
5.3 落札者を決定しない場合	15
5.4 入札参加に当たっての費用の負担	15
5.5 提出書類の取扱い	15
5.5.1 著作権	15
5.5.2 提出書類の返却	16
5.6 特許権等	16
5.7 許認可等の取得に関する事項	16
5.8 本事業に関する問合せ先	16
【別紙1】リスク分担表	17
【様式1】第1回説明会・現地見学会 参加申込書（7月10日実施済み）	19
【様式2】第1回施設見学・資料閲覧 申込書（7月23日終了済み）	20
【様式3】実施方針に関する質問書（7月30日終了済み）	21
【様式4】第2回施設調査・資料閲覧 申込書及び誓約書（1/2）	22
【様式5】実施方針変更版及び要求水準書（案）に関する質問書	24
【添付図】事業場所（別添）	



## はじめに

佐世保市の山の田浄水場と大野浄水場は、佐世保市内の旧佐世保地区北部水系の原水を浄水し、域内の市民、主要企業等の重要施設、防衛施設等に給水を行う基幹施設である。

山の田浄水場は明治 41 年竣工、大野浄水場は昭和 18 年竣工と老朽化が著しく、全体的な施設の更新が必要になっている。特に、山の田浄水場ではろ過水量が施設能力の半分程度まで低下し、大野浄水場からの応援配水で補っている状況にある。

また、旧佐世保地区北部水系は、多数の貯水池及び河川を水源としているが、ダム容量が小さく、渇水期等は水質の悪い河川水を主とした水運用を余儀なくされているため、水質の変動が大きくなっている。さらに、北部水系の全ての原水からクリプトスポリジウムの指標菌が検出されているが、その原水を処理する山の田浄水場及び大野浄水場では、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できていないことが確認されており、クリプトスポリジウム汚染が懸念される状況にある。

今回の佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業は、現状のみならず将来も予想される原水水質の悪化に対応するとともに、クリプトスポリジウムへの対策を施し、あわせて施設能力の回復を図るため、山の田浄水場と大野浄水場を統合し、膜ろ過方式による新浄水場を建設するものである。その際、民間事業者が有する技術力、ノウハウや創意工夫を取り入れた効率的かつ経済的な手法である、設計・施工・維持管理運営の一体発注（デザイン・ビルド・オペレート方式）を採用することとした。

本実施方針は、佐世保市（以下「本市」という。）が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業（以下「本事業」という。）について、事業の概要及び本事業を委託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する方針を定める。

## 1 本事業の概要

### 1.1 事業の目的

山の田浄水場と大野浄水場は、いずれも第二次世界大戦前の竣工施設であって老朽化が著しく、全体的な施設の更新が必要となっている。また、原水水質の悪化及びクリプトスポリジウムへの対策の必要性を考慮し、両浄水場を統合した膜ろ過方式による新浄水場（北部浄水場（仮称））の建設を平成22年8月以降に実施する予定である。

本事業は、将来にわたり安定的かつ効率的な施設整備と維持管理を実現するとともに、さらなるコスト縮減を図ることを目的に、民間事業者の技術、ノウハウ等を用いた性能発注による設計・施工・維持管理一体の整備等（以下「DBO」という。）を総合評価一般競争入札方式で実施する。

### 1.2 事業内容に関する事項

#### 1.2.1 事業名称

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

#### 1.2.2 公共施設等の管理者の名称

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

#### 1.2.3 事業場所

佐世保市桜木町 佐世保市山の田浄水場内

佐世保市瀬戸越町 佐世保市大野浄水場内

#### 1.2.4 対象施設

本事業における対象施設は、新設対象施設及び撤去対象施設からなる。各々の概要を表1-1に示す。詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書（案）及び入札公告時に公表する入札説明書等で示す。

表 1-1 対象施設の概要

対象施設		摘要
新設対象施設	導水施設	大野浄水場から山の田浄水場への導水管。
	原水調整池	大野浄水場に導水している3系統の原水を混合し、山の田浄水場に導水している原水と合わせて、水質及び水量の安定化を図る。
	原水混和槽	原水中に含まれる物質除去に当たって、薬品注入等を行うために必要となる施設。事業者の提案による。
	薬品注入設備	原水に対応した浄水処理に必要な設備。
	浄水施設	膜ろ過を中心とした浄水システム。
	送水施設	山の田浄水場から大野浄水場内の配水池に送水するためのポンプ施設及び送水管。
	浄水池	既設配水池はすべてそのまま活用するが、これらの配水池は将来順次耐震化工事(本事業の対象外)を行うため、これに備えて貯留量3,570m <sup>3</sup> の新たな浄水池を築造する。
	排水処理施設	濃縮槽と機械脱水の組合せを標準とする。
	電気計装設備	受変電設備、浄水及び排水処理に必要な電気設備、自家発電設備、計装設備。
	場内配管	浄水場として必要な配管。耐震性の確保に留意すること。
	管理棟	膜ろ過棟と合築とする。
	環境対策施設	事業者の提案による。
	付帯施設	場内整備等
撤去対象施設	着水井	6～10号ろ過池用着水井、11～13号ろ過池用着水井。注)
	緩速ろ過施設	6～10号池(大正期築造)、11～13号池(昭和期築造)。なお、1～5号池(明治期系列)は保存する。注)
	滅菌室	6～13号ろ過池用滅菌室。
	砂倉庫	第2砂倉庫(大正期系列)及び第3砂倉庫(昭和期系列)。注)
	天日乾燥床	大野浄水場の敷地に新設対象施設を建設する場合、大野浄水場内の4床を撤去すること。付帯する沈殿池及び汚泥池を含む。
	場内配管	新設対象施設の建設に伴い支障となる管路の撤去。事業場所のうち建設及び撤去に係る用地の不要管はすべて撤去すること。

注) 撤去にあたっては各系列を単位とし、各系列のスペースを活用する場合は当該系列の既存施設を撤去すること。

### 1.2.5 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、新設対象施設の設計、新設対象施設の建設、撤去対象施設の撤去及び新設対象施設の維持管理からなる。各々の概要を表 1-2 に示す。

なお、設計期間及び工事期間における維持管理は、既存施設については本市が行う。事業者が仮設施設を設置する場合は、当該施設の運転を本市が行い、その他維持管理については事業者が行う。また、維持管理期間開始後の維持管理は、新設対象施設については水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に規定する業務の委託（いわゆる第三者委託）により事業者が行い、既存施設については本市が行う。設計期間、工事期間及び維持管理期間については表 1-4 を参照のこと。

詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書（案）及び入札公告時に公表する入札説明書等において示す。

表 1-2 事業者が行う対象業務範囲

区分	業務	備考
新設対象施設の設計	基本設計	山の田浄水場の用地測量(平板、水準及び縦断・横断測量)並びに山の田浄水場及び大野浄水場内の地質調査は、本市が実施する。当該調査資料については、第 2 回の施設調査及び資料閲覧の期間に、閲覧資料として入札参加希望者の閲覧に供する。(施設調査及び資料閲覧の期間については、2.3.3 を参照。)
	詳細設計	
	設計に伴う各種申請等の補助	
	国庫補助申請補助	厚生労働省補助(水道施設整備費補助)及び防衛省補助(民生安定施設補助)。
新設対象施設の建設	土木・建築工事	撤去対象施設の撤去後の敷地の造成を含む。
	機械設備工事	
	電気設備工事	
	建設に伴う各種許認可の申請	
	周辺環境調査、電波障害等対策業務	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下などの周辺環境調査、電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務。
撤去対象施設の撤去	土木・建築工事	
	周辺環境調査、電波障害等対策業務	撤去工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下などの周辺環境調査、電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務。
新設対象施設の維持管理	運転管理監視	
	保守点検	
	水質管理	

区分	業務	備考
	修繕	事業者が策定する長期修繕計画に基づき、事業者の負担により実施する。ただし、法定耐用年数を超過した設備の修繕のうち、善管義務の履行に基づいてもやむを得ず発生したものについては、本市と事業者が協議の上費用の負担を決定する。
	消耗品調達管理	機械消耗品、備品等の調達管理業務。
	薬品調達管理	
	光熱水燃料等の管理	電気及び水道水の計量業務並びに燃料等の調達及び管理業務。
	膜交換	
	汚泥運搬又は汚泥有効利用	事業者の提案による。
	見学対応	
	清掃及び植栽管理	
	警備	
	災害、事故及び緊急時対応	
	事業終了時の引継ぎ	

### 1.2.6 本市が行う業務範囲

本市が行う業務範囲は、表 1-3 のとおりとする。詳細については、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書（案）及び入札公告時に公表する入札説明書等において示す。

表 1-3 本市が行う業務範囲の概要

区分	業務	摘要
設計	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	近隣住民対応については、本市が行うべきものに限る。
	設計に伴う各種申請等	
	国庫補助申請	厚生労働省及び防衛省補助。
建設、撤去	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	近隣住民対応については、本市が行うべきものに限る。
	工事監理	
維持管理(共通)	近隣住民対応	本市が行うべきものに限る。
	契約管理(モニタリング)	
既存施設の維持管理	運転管理監視	
	保守点検	
	水質管理	
	清掃及び植栽管理	
	警備	
	災害、事故及び緊急時対応	
	修繕	長期修繕計画策定を含む。

### 1.2.7 事業方式

本事業は、対象施設の設計、建設及び維持管理を一括して実施する DBO 方式で実施する。新設

対象施設の建設に対しては、厚生労働省の水道施設整備費補助（高度浄水施設等）と防衛省の民生安定施設補助を受けることを予定しており、設計、建設及び撤去に必要な資金は本市が調達する。

### 1.2.8 事業期間

契約締結の日から平成 42 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

### 1.2.9 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 1-4 のとおり予定している。

表 1-4 事業スケジュール

項 目	予 定
事業契約の締結	平成 22 年 8 月
設計及び工事の着手	平成 22 年 9 月
設計及び工事期間	平成 22 年 9 月～平成 27 年 3 月（約 4 年 7 ヶ月間）
維持管理期間	平成 27 年 4 月～平成 42 年 3 月（15 年間）
契約終了	平成 42 年 3 月

### 1.2.10 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するに当たって事業者が遵守すべき法令等は、以下のとおりである。

- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

- ・ 長崎県及び佐世保市の関連条例
- ・ その他関係ある法令等

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定方法

#### 2.1.1 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、競争性及び透明性の確保を目的として総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書において明らかにする。

##### (1) 入札参加資格確認

入札参加について、本市が指定する資格要件を満たすことを確認する。

##### (2) 技術対話

上記(1)において入札参加資格を有すると確認された入札参加希望者から、第1次技術提案書の提出を受ける。本市のニーズに合った提案を受けるため、2.1.2 に示す委員会と入札参加希望者との間で、提出された第1次技術提案書に関する技術対話を行う。

##### (3) 入札書類の審査

本市は、(2) の技術対話を経た入札参加希望者から入札書類の提出を受け、入札価格に加えて技術面の非価格要素を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

#### 2.1.2 委員会の設置

2.1.1 に示す事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等により構成される「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は入札参加資格を有すると確認された入札参加希望者との間で技術対話を行うとともに、入札書類の評価を行い、本市は委員会の評価結果をもとに落札者を決定する。なお、委員会の委員の氏名は、入札公告時に公表する。

## 2.2 事業者参加資格に関する事項

### 2.2.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、単独企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。
- ② グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が入札参加の申請及び入札手続きを行う。
- ③ 入札参加者は、対象施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、対象施設の建設及び撤去を行う企業（以下「建設企業」という。）並びに対象施設の維持管理業務を行う企

業（以下「維持管理企業」という。）により構成されることを基本とする。

- ④ 落札者は、本事業に係る基本協定の締結後、維持管理業務委託契約の締結までに、対象施設の維持管理業務の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。
- ⑤ 構成員のうち、SPCに出資を予定する者は「出資予定会社」とし、SPCに出資を予定しない者は「協力会社」とする。なお、代表企業、設計企業、建設企業のうち膜ろ過装置の設置工事を行う企業及び維持管理企業のうち膜ろ過装置の運転管理監視を実施する企業は、すべて出資予定会社となる必要がある。
- ⑥ グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、出資予定会社及び協力会社の別並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- ⑦ 出資予定会社は、他のグループの構成員になることができない。ただし、協力会社は、他のグループの協力会社となる場合に限り、他のグループの構成員となることができる。

## 2.2.2 入札参加資格要件

### (1) 共通の入札参加資格要件

- ① 「佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ② 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
  - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- ④ 佐世保市に未納の税額がないこと。
- ⑤ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社でないこと。

事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

- ・日本上下水道設計株式会社
- ・西村あさひ法律事務所

### (2) 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、対象施設の設計、建設及び撤去並びに維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

#### ① 設計に関する要件

設計企業は、次の各要件をすべて満たすこと。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行

っていること。

- ・平成 21 年度佐世保市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント等）に登録されていること。
- ・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

## ② 建設及び撤去に関する要件

建設企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

- ・建設企業のうち膜ろ過装置の設置工事を行う企業については、平成 10 年 4 月以降において 1,000m<sup>3</sup>/日以上（公称能力）の処理能力を有する膜ろ過浄水場（上水道に限る。）の建設実績（稼働済みの実績に限る。）を有すること。
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ・平成 21 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 750 点以上、建築一式工事については 700 点以上、機械器具設置工事及び電気工事については 650 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

## ③ 維持管理に関する要件

維持管理企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

- ・国内において 10,000m<sup>3</sup>/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る。）の維持管理実績を有すること。なお、浄水方法が消毒のみの施設の維持管理実績、夜間若しくは休日のみ維持管理実績又は排水処理施設のみ維持管理実績は、実績として認めない。
- ・平成 21 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿又は平成 21 年度佐世保市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条第 3 項及び同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定される資格を有する者が 1 名以上在籍していること。また、同法第 24 条の 3 に定める受託水道業務技術管理者として SPC に在籍し、本施設に常勤すること。

## (3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の受付締切日とする。

### 2.2.3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

#### (1) 入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間に資格を喪失した場合

##### ① 代表企業が入札参加資格を喪失した場合

代表企業が 2.2.2 (1) 及び 2.2.2 (2) に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該企業が

請け負い、又は受託する予定であった業務について参加資格を認められた者が当該グループの構成員の中に存在し、かつグループの構成員の中から新たに代表企業を選定する case に限り、入札に参加することを認める。この場合、当初の代表企業はグループから除外すること。

② 代表企業以外の出資予定会社又は協力会社が入札参加資格を喪失した場合

代表企業以外の出資予定会社又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、新たに入札参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、入札参加資格を失った出資予定会社又は協力会社はグループから除外すること。

(2) 入札書類の受付締切日の翌日から落札者決定の通知日までの間に資格を喪失した場合

単独企業又はグループの構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

2.2.4 入札保証金

入札保証金は免除する。

2.3 事業者選定の日程等

2.3.1 募集及び選定の日程

事業者の募集及び選定の日程は、以下のとおり予定している。

表 2-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

項目	日程
実施方針の公表	平成 21 年 7 月 3 日
第 1 回説明会及び現地見学会	平成 21 年 7 月 10 日
第 1 回質問受付	平成 21 年 7 月 13 日～7 月 30 日
第 1 回施設見学及び資料閲覧の期間	平成 21 年 7 月 13 日～7 月 30 日
第 1 回質問回答	平成 21 年 9 月 7 日
実施方針変更版及び実施方針に関する質問回答書 修正版の公表	平成 21 年 10 月 9 日
要求水準書（案）の公表	平成 21 年 10 月 22 日
第 2 回施設調査及び資料閲覧の期間	平成 21 年 10 月 22 日～11 月 5 日
実施方針変更版及び要求水準書（案）に対する 質問受付	平成 21 年 10 月 22 日～11 月 5 日
実施方針変更版及び要求水準書（案）に対する 質問回答	平成 21 年 11 月 30 日
入札公告	平成 21 年 12 月上旬
第 2 回説明会及び現地見学会	平成 21 年 12 月中旬
第 3 回施設調査及び資料閲覧の期間	平成 21 年 12 月中旬～平成 22 年 3 月 下旬
入札公告等に対する質問受付	平成 21 年 12 月中旬～12 月下旬
入札公告等に対する質問回答（入札参加資格に関	平成 22 年 1 月上旬

項目	日程
するもの)	
参加意思表明書、入札参加資格確認申請書の受付 締切り	平成 22 年 1 月中旬
入札公告等に対する質問回答（入札参加資格に関 するもの以外）	平成 22 年 2 月上旬
入札参加資格の確認通知	平成 22 年 2 月上旬
第 1 次技術提案書の締切り	平成 22 年 4 月上旬
技術対話	平成 22 年 4 月下旬
入札書類の受付締切り	平成 22 年 6 月上旬
落札者決定の通知	平成 22 年 6 月下旬
基本協定の締結	平成 22 年 7 月下旬
契約締結	平成 22 年 8 月下旬

### 2.3.2 説明会及び現地見学会

説明会及び現地見学会は、実施方針の公表後及び入札公告後の 2 回実施する。

このうち、実施方針公表後に行う第 1 回の説明会及び現地見学会は、以下のとおり実施する。参加を希望する者は、事前に電子メールにて申込書（様式 1）により申込みを行うこと。提出期限は、平成 21 年 7 月 9 日（木）17:00（必着）とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。また、質問に関しては「2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表」に示すところにより書面にて受け付ける。

- ・開催日時：平成 21 年 7 月 10 日（金）13:00～17:00
- ・開催場所：

説明会：水道局本庁舎 4 階研修室

現地見学会：山の田浄水場及び大野浄水場

（説明会を行った後、山の田浄水場及び大野浄水場に移動する。）

なお、第 2 回の説明会及び現地見学会の詳細は、入札公告時に明らかにする。

### 2.3.3 施設見学・調査及び資料の閲覧

施設見学・調査及び資料閲覧は、実施方針の公表後及び入札公告後に合計 3 回実施する。

#### (1) 第 1 回施設見学及び資料の閲覧

実施方針公表後に行う第 1 回の施設見学及び資料の閲覧は、以下のとおり実施する。希望する者は、事前に電子メールにて申込書（様式 2）により申込みを行うこと。提出期限は、7 月 23 日（木）17:00（必着）とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。なお、日時については、本市職員が立ち会うことを前提に調整するため、希望に添えない場合がある。また、質問に関しては「2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表」に示すところにより書面にて受け付ける。

- ・実施期間：平成 21 年 7 月 13 日（月）から 7 月 30 日（木）まで
- ・実施場所：

施設見学：山の田浄水場及び大野浄水場

資料の閲覧：水道局本庁舎

・閲覧資料：

番号	名称	閲覧方法
1	山の田浄水場及び大野浄水場 一般平面図	・紙資料の閲覧
2	地質調査報告書(過年度の実施分のみ。追加調査実施分は第2回の資料閲覧時に閲覧に供する予定である。)	
3	山の田浄水場及び大野浄水場 場内配管図	
4	山の田浄水場及び大野浄水場 水位関係図	
5	山の田浄水場及び大野浄水場 原水・浄水の水量及び水質データ(平成16～20年度の5ヶ年分)	

(2) 第2回施設調査及び資料の閲覧

本実施方針変更版の公表後に行う第2回の施設調査及び資料の閲覧は、以下のとおり実施する。希望する者は、事前に電子メールにて申込書(様式4)により申込みを行うこと。提出期限は、10月29日(木)17:00(必着)とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。なお、日時については、本市職員が立ち会うことを前提に調整するため、希望に添えない場合がある。また、質問に関しては「2.3.5 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付並びに回答公表」に示すところにより書面にて受け付ける。

・実施期間：平成21年10月22日(木)から11月5日(木)まで

・実施場所：

施設調査：山の田浄水場及び大野浄水場

資料の閲覧：水道局本庁舎

・閲覧資料：

番号	名称	閲覧方法
1	山の田浄水場及び大野浄水場 一般平面図	・紙資料の閲覧 ・左記電子データを 収納した CD-ROM の貸出
2	地質調査報告書	
3	山の田浄水場及び大野浄水場 場内配管図	
4	山の田浄水場及び大野浄水場 水位関係図	
5	山の田浄水場及び大野浄水場 原水・浄水の水量及び水質データ(平成16～20年度の5ヶ年分)	
6	事業場所を示す図面	
7	原水運用状況	

(3) 第3回施設調査及び資料の閲覧

第3回の施設調査及び資料の閲覧の詳細は、入札公告時に明らかにする。

2.3.4 実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表

実施方針に関する質問及び意見の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

(1) 質問及び意見の受付

・受付期間：平成21年7月13日(月)から7月30日(木)まで

・提出方法：質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式3)に記入

の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。  
なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」に示すとおりである。

## (2) 回答の公表

平成 21 年 9 月 7 日（月）に本事業に係るホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。また、提出された意見は原則として公表しない。

### 2.3.5 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付並びに回答公表

本実施方針変更版、10 月 22 日に公表を予定している要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

#### (1) 質問及び意見の受付

- ・受付期間：平成 21 年 10 月 22 日（木）から 11 月 5 日（木）まで
- ・提出方法：質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針変更版及び要求水準書（案）に関する質問書（様式 5）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等は不可とする。宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」に示すとおりである。

#### (2) 回答の公表

平成 21 年 11 月 30 日（月）に本事業に係るホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。また、提出された意見は原則として公表しない。

## 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 3.1 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、これに基づき本市と落札者との間で設計及び建設工事請負契約を締結する。代表企業は、設計及び建設工事請負契約に基づき、落札者のうち設計及び建設を担当する企業との間で業務分担に関する契約を締結する。また、本市と SPC は、維持管理業務の開始に先立ち維持管理及び運営業務委託契約を締結する。

なお、落札者決定の通知日の翌日から設計及び建設工事請負契約締結日までの間、落札した企業又はグループの構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。

### 3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を別紙 1 に示す。詳細については、入札公告時に公表する事業契約書（案）に定め、最終的に事業契約書で確定する。

### 3.3 対象業務における要求水準

本事業及び本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書（案）及び入札公告時に公表する要求水準書等において示す。

### 3.4 事業者の収入

事業者の収入は、事業者が実施する対象施設の設計、建設及び撤去業務に係る対価と維持管理業務に係る対価で構成される。本市は、事業契約に従いこれらの対価を支払う。

## 4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4.1 対象施設の立地条件

対象施設の立地条件は、表 4-1 に示すとおりである。各規制値は、山の田浄水場及び大野浄水場に係るものを満足するほか、施設計画や施工計画において周辺環境への配慮を求める。

表 4-1 対象施設の立地条件

項目	山の田浄水場及び大野浄水場	山の田浄水場及び大野浄水場に隣接する区域
都市計画区域	市街化調整区域	市街化区域
用途地域	指定なし。	第1種中高層住宅専用地域
防火地域	指定なし。	一部、準防火地域
特別用途地域	指定なし。	指定なし。
建ぺい率	70%	60%
容積率	200%	200%
悪臭	規制区域外	A区域(臭気強度 2.5 相当)
騒音	規制区域外	第2種区域(昼間 60db 以下、朝夕 50db 以下、夜間 45db 以下)
振動	規制区域外	第1種区域(昼間 60db 以下、夜間 55db 以下)
その他の指定	隣接の佐世保川に砂防指定。	指定なし。

### 4.2 新設対象施設の規模及び配置

新設対象施設の規模及び配置の概要は、表 4-2 に示すとおりである。詳細は、入札公告に先立ち公表を予定している要求水準書(案)及び入札公告時に公表する要求水準書等において示す。

表 4-2 新設対象施設の規模及び配置の概要

項目	摘要
施設能力	50,600m <sup>3</sup> /日(公称能力)
	・既存施設を運転しながらの更新となるため、工事期間中は撤去対象施設の有する浄水能力を確保すること。 ・予備力を含めて 55,300m <sup>3</sup> /日まで対応できること。
水源系統	柚木系(貯水池及び河川水)、菰田系(貯水池、湧水及び河川水)、四条橋系(河川水)、山の田(貯水池)
原水水質	留意すべき水質項目は、濁度(クリプトスポリジウム)、鉄、マンガン、アンモニア性窒素、トリハロメタン前駆物質、臭気(2-MIB、ジェオスミン)、アルミニウム及び pH である。
浄水水質	表 4-3 のとおり。
施設の配置	山の田浄水場内を基本とする。
耐震性能	土木構造物について、重要度ランク A1 の水道施設の保持すべき耐震性能

表 4-3 浄水水質

項目		最大	平均（目標）	備考
健康に関連する項目		現行基準 70%値以下	現行基準 50%値以下	
性状に関連する項目	pH	現行基準値以内 であること	7.5 程度	・配水施設防食のため。 ・水質管理目標設定項目の目標値。
	濁度	0.01 度以下	0.005 度以下	
	その他	現行基準値 以下	現行基準 50%値以下	

注 1) 近い将来に基準値の強化が予想されるアルミニウムと臭素酸は、それぞれアルミニウム 0.1mg/L、臭素酸 0.005mg/L を現行基準値の代わりに適用する。

注 2) トリハロメタンは最大 0.03mg/L、マンガンは将来の規制を考え 0.01mg/L、臭気物質であるジェオスミン・2-メチルイソボルネオールは 3ng/L 以下を目指す。

#### 4.3 既存設備等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、設備等の使用について、事業者は、本市の許可を得て無償で使用できるものとする。

### 5 その他必要な事項

#### 5.1 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本事業に係るホームページを通じて行う。本事業に係るホームページのアドレスは次のとおりである。

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/SUIDOU/>

#### 5.2 募集の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再公告又は中止等の対処を図る場合がある。

#### 5.3 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び落札者の決定の過程において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者の提案によっても本事業を DBO で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

#### 5.4 入札参加に当たっての費用の負担

入札参加に当たっての費用は、すべて入札参加者の負担とする。

#### 5.5 提出書類の取扱い

##### 5.5.1 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、当該入札参加者に帰属する。ただし、本市は、事業者選定結果の公表に際して、必要な範囲で入札参加者の提案書の一部を無償で使用する。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、落札者以外の入札参加者の提案に係る審査

結果については、入札参加者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

#### 5.5.2 提出書類の返却

入札参加者から提出された書類は返却しない。

#### 5.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

#### 5.7 許認可等の取得に関する事項

本事業に関する水道法に基づく事業認可変更の届出は、本市が実施する。届出の時期は、落札者の決定後、可及的速やかに行う予定であるが、落札者は、届出に必要な図面の作成等について本市に協力すること。

また、本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行う。

#### 5.8 本事業に関する問合せ先

佐世保市水道局 上下水道建設課上水道計画建設グループ

所在地 〒857-0028 佐世保市八幡町4番8号

電話 0956-24-1151 (代表) 内線 3549

F A X 0956-25-9685

電子メール [hokubutougou@city.sasebo.lg.jp](mailto:hokubutougou@city.sasebo.lg.jp)

U R L <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/SUIDOU/>

【別紙1】リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	民間事業者	
共通	募集要項	記載内容の変更に関するもの、入札説明要項の誤りに関するもの	●		
	契約締結	落札者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●	●	
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	●	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
		浄水業務の縮小・拡充に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	●		
	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	●		
		上記以外の法制度の新設、変更等		●	
	許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		●	
		上記以外の許認可の遅延に関わるもの	●		
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		●	
		消費税の変更に関わるもの	●		
	社会	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、維持管理段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		●
			市の帰責事由による第三者賠償等	●	
		住民対応	本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等	●	
			調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		●
	環境問題	市の要求に起因する環境問題	●		
		事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		●	
	その他	見学者事故	事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		●
		安全確保	調査、工事、運転維持管理における安全の確保		●
		事業者の発注する業務	事業者（従来方式では市）が発注する契約の内容変更等		●
事業の中断	市の帰責事由による事業の中断等		●		
	事業者の帰責事由による事業の中断。（事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）			●	
不可抗力	戦争、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲		
計画・設計	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●		
		遺産・遺跡の存在に関するもの	●		
		上記以外の測量・調査に関するもの		●	
	計画・設計・仕様変更	市の請求による変更、不備	●		
		事業者からの請求による変更、不備		●	
	各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	●		
補助金受給	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能に関するもの	●			

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間事業者
建設段階	用地	事業用地の確保に関するもの	●	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）	●	
	工事遅延	市の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延	●	
		事業者の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延		●
	工事監理	工事現場管理に関するもの		●
		工事監理に関するもの	●	
	工事費増大	市の帰責事由による工事費増大	●	
		事業者の帰責事由による工事費増大		●
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		●
施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷	●		
安全性確保	工事現場における事故等の発生		●	
物価変動	建設期間中の物価変動	▲	●	
維持管理段階	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
	性能	要求水準の未達		●
	施設の瑕疵	新設対象施設の瑕疵が見つかった場合		●
	施設の損傷	新設対象施設の劣化による損傷		●
	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	●	
		上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		●
	原水の水量・水質変動	過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	●	
		上記以外の事由による維持管理費の増大		●
	機器更新	機器更新について不具合が発生した場合		●
	修繕費増大	新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合	▲**	●
物価変動		●*	▲*	
終了	終了手続き	終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの、SPCの清算手続きに伴う評価損益等		●

凡例：負担者：●主負担、▲従負担

\* 当該リスクについては本市が主に負うが、事業契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。

\*\* 事業期間中の修繕費の総額は変更しないが、長期修繕計画の適時の見直しは可能とする。この見直しの結果、ある年度における修繕の実施額が当初の計画額を超過する場合には、当該超過額について本市と協議を行い費用負担を決定する。

【様式1】第1回説明会・現地見学会 参加申込書（7月10日実施済み）

平成 年 月 日

第1回説明会・現地見学会参加申込書

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一 殿

申込者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
所属 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
Eメールアドレス \_\_\_\_\_

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する第1回説明会及び現地見学会の参加について、以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署

注1) 説明会会場の都合上、参加者は1社につき5名までとする。

注2) 説明会では実施方針等の資料を配布しないため、参加者が持参すること。

注3) 説明会後の現地への移動手段は、参加者で用意すること。

注4) 本申込書の提出期限は、電子メールにて平成21年7月9日（木）17:00（必着）とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。

【様式2】第1回施設見学・資料閲覧 申込書 (7月23日終了済み)

平成 年 月 日

第1回施設見学・資料閲覧申込書

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一 殿

申込者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
所属 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
Eメールアドレス \_\_\_\_\_

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する第1回施設見学及び資料の閲覧について、以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署	施設 見学	資料 閲覧	希望日時 (例:○月○日○時頃)

(参加箇所に○を付けて下さい)

注1) 施設見学又は資料閲覧の日時は、希望日時を踏まえて本市から改めて通知する。本市の職員が立ち会う予定であるので、希望に添えない場合があることをあらかじめ了承されたい。またこのため、できるだけ複数の希望日時を提示すること。

注2) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

注3) 本申込書の提出期限は、電子メールにて平成21年7月23日(木)17:00(必着)とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。

【様式3】実施方針に関する質問書（7月30日終了済み）

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

法人名	
-----	--

実施方針の 該当箇所	ページ	
	項番	
	項目	
質問・意見 の区分	1 質問	2 意見 (いずれかを○で囲んで下さい。)
質問・意見 の内容		

注1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注2) 質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

## 第2回施設調査・資料閲覧申込書及び誓約書

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一 様

申込者 会社名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

担当者氏名 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

Eメールアドレス \_\_\_\_\_

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する第2回施設調査及び資料の閲覧について、以下のとおり申し込みます。

また、施設調査と資料閲覧に際しては、以下の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 浄水場では、特に衛生面に留意し、浄水場の運転に支障を与えないこと。立ち入る場所や期間によって本市が検便検査の結果を求める場合にはこれに協力すること。場内の喫煙は指定場所にて行うこと。
- (2) 施設調査において本市又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害の賠償責任を負うこと。
- (3) 施設調査において申込者側に発生した事故等については、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 施設調査及び資料閲覧において知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (5) この誓約書に反する不誠実な行為や故意又は重過失による問題が生じた場合は、本市は調査の中止を求めることができ、この命令を受けた場合は速やかに従うこと。
- (6) 上記又は上記以外の事項について疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

【様式4】第2回施設調査・資料閲覧 申込書及び誓約書（2/2）

参加者氏名	所属部署	施設調査	資料閲覧	希望日時	調査箇所 (施設調査の場合)
		(参加箇所に○を付けて下さい)			

注1) 施設調査又は資料閲覧の日時は、希望日時を踏まえて本市から改めて通知する。本市の職員が立ち会う予定であるので、希望に添えない場合があることをあらかじめ了承されたい。またこのため、できるだけ複数の希望日時を提示すること。

注2) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

注3) 本申込書の提出期限は、電子メールにて平成21年10月29日（木）17:00（必着）とする。電子メールの宛先は、「5.8 本事業に関する問合せ先」を参照のこと。

注4) 申込者の代表者欄には会社印を押印し、押印した原本を施設調査又は資料閲覧時に、本市職員に提出すること。

【様式5】実施方針変更版及び要求水準書（案）に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針変更版及び要求水準書（案）に関する質問書

法人名	
-----	--

該当箇所	書類名	
	ページ	
	項番	
	項目	
質問・意見の区分	1 質問	2 意見 (いずれかを○で囲んで下さい。)
質問・意見の内容		

注1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注2) 質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。